

令和元年  
第 2 回

# 定例会会議録

令和元年10月29日 開会  
令和元年10月29日 閉会

東京たま広域資源循環組合議会

令和元年第2回東京たま広域資源  
循環組合議会定例会会議録

目 次

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した者	2
開会	3
諸般の報告	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
管理者報告	4
議案第 6号 東京たま広域資源循環組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例	8
議案第 7号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	8
議案第 8号 平成30年度東京たま広域資源循環組合一般会計歳入歳出決算の認定について	11
議案第 9号 令和元年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算（第1号）	19
議員派遣について	21
閉会	26

令和元年第2回東京たま広域資源  
循環組合議会定例会議事日程

令和元年10月29日（火）

午後1時30分

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 管理者報告
- 日程第 5 議案第6号  
東京たま広域資源循環組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
- 日程第 6 議案第7号  
地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第 7 議案第8号  
平成30年度東京たま広域資源循環組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第9号  
令和元年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議員派遣について

出席議員

第1番	中島正寿君	第2番	高口靖彦君
第3番	土屋美恵子君	第4番	大城美幸君
第5番	鴨居孝泰君	第6番	臼井克寿君
第8番	丸田絵美君	第9番	松葉ひろみ君
第10番	湯沢綾子君	第11番	中江美和君
第12番	谷和彦君	第13番	小林美緒君
第14番	本橋たくみ君	第15番	高原幸雄君
第16番	串田金八君	第17番	栗山たけし君
第18番	東口正美君	第19番	西上ただし君
第20番	梶井琢太君	第21番	宮崎正巳君
第22番	岩崎みなこ君	第23番	榎本久春君
第24番	中嶋勝君	第25番	浜中のりかた君
第26番	石川修君		

欠席議員

なし

説明のため出席した者

管理者	石阪丈一君	副管理者	加藤育男君
副管理者	渡部尚君	副管理者	阿部裕行君
事務局長	戸谷嘉孝君	総務課長	佐藤公一君
適正化・広報担当参事	村松哲君	参事兼環境課長	加園栄君
参事兼事業調整課長	加藤和夫君	業務課長	大和田智也君
エコセメント担当参事	竹内高広君	会計管理者	小田島一生君

職務のため出席した者

書記	富田和孝君	書記	根津優一君
書記	山中康弘君	書記	高橋信勝君

令和元年第2回東京たま広域  
資源循環組合議会定例会会議録

日 時 令和元年10月29日（火）

午後 1 時 3 0 分

場 所 東京自治会館大会議室

午後 1 時 3 0 分開会

○議長（谷 和彦君） それでは、皆様、こんにちは。定刻となりました。

冒頭、会議に先立ちまして、7番、昭島市の小山満議員におかれましては、先般、9月に  
ご逝去されましたことから、現在、昭島市選出議員は欠員となっております。皆様に改めて  
ご報告申し上げますとともに、故人のご冥福をお祈り申し上げます。

改めまして、ただいまの出席議員は25名、欠席議員は0名であります。定足数に達して  
おりますので、これより令和元年第2回東京たま広域資源循環組合議会定例会を開会いたしま  
す。

〔日程第1〕諸般の報告

○議長（谷 和彦君） それでは、日程第1、諸般の報告を行います。

当議会の傍聴者数につきましては15名といたします。

また、報道機関の写真、テレビカメラの撮影は、管理者挨拶及び事務局長の経過報告まで  
とし、撮影位置につきましては、冒頭撮影は自由とし、管理者挨拶及び事務局長の経過報告  
は指定の記者席から行うものといたします。

それから、改選前の議会からの申し送り事項がございます。本年第1回定例会全員協議会  
にて、本会議場への電子機器の持ち込みについて協議しましたが、結論に達しておりません。  
改選後の議会において協議していくこととあわせて、本件にかかわる結論が出るまでの間、  
本会議場での電子機器の使用・持ち込みについてお控えいただくということが申し送られて  
おりますので、皆様ご協力をお願いいたします。

なお、本件に関しては、本議会前に開かれたブロック代表者会議で事務局から説明があり

ました。本日の議事日程終了後に、改めて事務局から皆様に説明がありますので、ご承知おきください。

#### [日程第2]会議録署名議員の指名

○議長（谷 和彦君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議会会議規則第89条の規定により、議長において、第8番、丸田絵美議員、第18番、東口正美議員を指名いたします。

#### [日程第3]会期の決定

○議長（谷 和彦君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 和彦君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

#### [日程第4]管理者報告

○議長（谷 和彦君） 日程第4、管理者報告を行います。

説明を求めます。

石阪管理者。

○管理者（石阪 丈一君） 令和元年第2回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

最初に、このたびの大雨によりまして亡くなられた方のご冥福をお祈りいたしますとともに、被害に遭われた皆様方に私のほうからもまたご挨拶を申し上げて、最初のご挨拶とさせていただきます。

組合議員の皆様におかれましては、お忙しい中ご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。本日の定例会は、7月の臨時会以降の組合事業の経過報告とともに、4件の議

案についてご審議をお願いするものでございます。

議案の内容であります。令和2年度、来年度から開始されます会計年度任用職員制度に伴う条例の制定が2件、3件目は平成30年度決算の認定、そして4件目は令和元年度の補正予算でございます。

詳細につきましては、後ほどご説明をさせていただきますので、私のほうから、最近の組合事業をめぐる状況について、幾つか報告をさせていただきます。

初めに、現在の処分場の管理運営状況ですが、組織団体の皆様方のご協力によりまして、エコセメント化施設での焼却灰の受け入れにつきましては、順調に進んでございます。しかし、二ツ塚処分場は開設して21年、谷戸沢処分場は35年が経過しておりまして、計画的な予防・保全に向けた設備投資も必要になってきております。このため、処分場を安全かつ適正に管理していくために、厳しい財政状況の中ではありますが、内部努力を継続しつつ、必要な施設更新を行ってまいりたいと考えております。

先般、各地に甚大な被害をもたらしました台風19号ですが、二ツ塚でも2日間で500ミリを超える雨量を記録いたしました。非常用発電機の設置、土のうの設置など事前の対策、徹夜での警戒態勢で臨み、倒木やのり面表面の剥離などはあったものの、安全・安心な管理運営を続けることができっております。

8月2日、9日、16日には、多摩地域の住民の皆さんを対象に、夏休み処分場見学会を実施いたしまして、多くの親子連れを含む組織団体住民に、中間処理施設における分別、リサイクル、焼却の現場と、最終処分場をごらんいただいたほか、地元住民から処分場受け入れの経緯、心情などもお話をいただき、参加者からは大変有意義だとの感想をいただいております。

10月20日、今月20日にイオンモールで開催されました、ひので観光&物産フェアでは、組合として出展いたしまして、谷戸沢処分場残留緑地で採取した松ぼっくりを用いたネイチャークラフトと、パネル展示解説などを行いました。処分場の安全性や自然回復の状況についてPRを行いましたところ、多くの方に足をとめてごらんいただきました。

また、来月になります、11月16日の土曜日には、秋の谷戸沢処分場自然観察会を開催する予定でございます。

今後こうした事業を通じまして、処分場の安全性や自然回復の状況について積極的にPRをしてまいりたいと考えております。

当事業実施に当たりまして、日の出町の皆様を初め、組織団体、関係行政機関の皆様、そ

して多摩地域住民の皆様全てのご理解、ご協力を賜れましたことに、改めて感謝を申し上げたいと思います。

最後になりますが、多摩400万人のごみの最終処分を行うことができますのも、地元日の出町の皆様のご理解、ご協力によるものであります。今後も、日の出町、そして処分場周辺の住民の方々と信頼関係を維持しながら、各組織団体と連携して、処分場、エコセメント化施設の円滑な管理運営に努めてまいります。

組合議員の皆様におかれましては、引き続き当組合の事業運営にご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、私からの挨拶並びに報告とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いたします。

○議長（谷 和彦君） 続きまして、事務局より説明願います。

戸谷事務局長。

○事務局長（戸谷 嘉孝君） それでは、本年7月に開催されました令和元年第1回臨時会以降の組合事業の経過について、ご報告申し上げます。

恐縮ですが、少々お時間を頂戴いたしますので、着座の上、説明させていただきます。

恐れ入ります、議案書の2ページをお開き願います。

まず、各委員会関係でございます。

(1) でございますとおり、10月3日に第6回運営計画検討委員会を開催いたしまして、今後の焼却残渣の処理方法の検討などを行っております。

(2) 谷戸沢処分場関係では、8月29日に第43回環境影響評価委員会を開催いたしました。本委員会は、循環組合と日の出町、あきる野市、檜原村の地元住民、議員及び職員代表から構成されており、谷戸沢処分場建設に先立ち実施いたしました自主アセスメントに基づきまして、現在も継続実施している事後調査の委員会でございます。委員会では、谷戸沢処分場やその周辺の水質等の環境調査報告を行い、これまでと同様に安全かつ安定的に推移していることを確認していただきました。

また、(2) 谷戸沢処分場関係、(3) ニツ塚処分場関係、(4) エコセメント化施設関係は、それぞれ記載のとおり定例の委員会等を開催いたしまして、環境調査の結果や施設の稼働状況等について報告を行っております。

続きまして、処分場埋め立て及びエコセメント関係でございます。3ページをごらんいただきたいと思ひます。本年5月から8月までの各月のニツ塚処分場の埋め立て状況及びエコセメント化施設の稼働状況について記載しております。



焼却残渣につきましては、全量をエコセメントの原料といたしましてリサイクルしておりますので、埋め立て容量は不燃ごみのみの数字となっております。

埋め立ての進捗状況につきましては、組織団体における不燃ごみのリサイクル化の取り組みもあり、平成30年4月以降、埋め立てゼロとなっております、埋め立て進捗率は44.7%で、前回の報告から変動はございません。

エコセメント化施設につきましては、順調に稼働しております、焼却残渣の受け入れ量とエコセメントの出荷量については記載のとおりでございます。

続きまして、4ページをお開きください。上段、環境関係でございます。

まず、処分場敷地内大気中ダイオキシン類調査でございますが、本年8月21日から28日にかけて、今年度第2回目の調査を実施しております。

次に、谷戸沢処分場、二ツ塚処分場及びエコセメント化施設における公害防止協定等に基づく水質等の調査結果についてでございますが、9月30日に令和元年度第1四半期の調査結果をホームページ等で公表しております。いずれの調査結果につきましても、従来の調査結果と大きな変化はなく、周辺環境に影響を及ぼしていないということが確認されております。

続きまして、広報関係その他に移らせていただきます。

(1) 広報事業についてでございます。10月20日にイオンモールにて開催されましたひので観光&物産フェアに出展いたしまして、処分場の安全性や自然回復の状況について、積極的にPRを行っております。

(2) 見学事業についてでございます。8月2日、9日、16日に、夏休み処分場見学会を開催いたしました。「ごみのゆくえを知ろう」というタイトルで、多くの家族連れを含む組織団体住民に、中間処理施設における分別、破碎、焼却の状況をごらんいただき、エコセメント化施設と二ツ塚、谷戸沢の両処分場の見学をしていただきました。参加者は合計で207名となっております。

次に、5ページに記載してございます、三多摩は一つなり交流事業についてでございます。この事業は、三多摩地域の住民がお互いに協力し、助け合う、三多摩は一つなりの精神に基づき、組織団体の住民と日の出町民とが相互に理解を深めることによりまして、処分場の円滑な管理運営を図ることを目的とし、平成11年度から実施している事業でございます。本事業に係る本年7月29日以降につきましては、お手元の議案書にございますとおり、12の組織団体におきまして14の事業を計画、実施しております。

次に、ページをおめくりいただきまして、議員視察についてでございます。本年度は、2

年に一度の循環組合議会議員の改選がございました。新たに循環組合議員になられた議員が多数いらっしゃることから、8月20日と22日の2日間に分けて、視察見学会を実施いたしました。二ツ塚処分場及びエコセメント化施設並びに谷戸沢処分場を循環組合議員にごらんいただきました。15名の議員の方に参加をいただいております。

続きまして、(5)ワーク・ライフ・バランス事業でございます。循環組合職員のワーク・ライフ・バランスの推進を目的といたしまして、8月6日に家族参観日(ファミリーデー)を実施いたしました。職員の家族を対象といたしました職場見学会を実施することによりまして、子どもの職業観を育むとともに、職員相互に家族がいるということを改めて認識し、働きやすい環境づくりが促進されるように取り組みしました。

以上で経過報告を終わります。

○議長(谷 和彦君) 以上で報告は終わりました。

なお、質疑でございますが、議会会議規則第47条の規定によりまして、同一議題について1人2回までとなっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、ただいまの報告について何かご質問はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(谷 和彦君) 質疑なしと認めます。

これにて本案につきましての質疑を終了いたします。

以上で管理者報告を終わります。

[日程第5]議案第6号 東京たま広域資源循環組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

[日程第6]議案第7号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

○議長(谷 和彦君) 次に、日程第5、議案第6号 東京たま広域資源循環組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び日程第6、議案第7号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、関連性がございますので、一括して議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

石阪管理者。

○管理者（石坂 丈一君） 議案書の7ページ及び10ページをあわせてごらんいただきたいと  
思います。

まず、議案第6号 東京たま広域資源循環組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び議案第7号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、非常勤職員等の適正な任用の確保等を目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行によりまして、令和2年度から会計年度任用職員制度が創設されることに伴いまして、各組織団体と同様の条例整備を行うものでございます。

改正の内容につきましては、事務局長から説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 和彦君） 引き続き、事務局より内容説明を願います。

戸谷事務局長。

○事務局長（戸谷 嘉孝君） それでは、ご説明を申し上げます。

議案第6号 東京たま広域資源循環組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び議案第7号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、非常勤職員等の適正な任用の確保等を目的といたしました、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行によりまして、令和2年度から会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、各組織団体と同様の条例整備を行うものでございます。

議案書7ページをごらん願います。第6号議案につきましては、会計年度任用職員の勤務条件を規定するための条例を制定するもので、8ページ、9ページにございますとおり、報酬の額、費用弁償、期末手当等、所要の規定をするものでございます。報酬の額につきましては、東京都に準拠した額となっております。

次に、第7号議案でございます。議案書10ページをお開き願います。

本案は、非常勤職員等の適正な任用の確保等を目的といたしました地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、循環組合の既存の条例5本の一部を一括して改正するものでございます。

該当する条例につきましては、別紙資料①に記載しておりますので、お手数ですが、別紙資料①をご参照願います。

資料の中ほどに記載しております議案の内容②に、関係条例5本を列記してございます。

これらの関係条例は給与、分限の手續及び効果、懲戒の手續及び効果、勤務時間、休日、休暇等、育児休業等に関して規定している条例でございます。

改正の内容につきましては、たびたび恐れ入ります、議案書11ページから18ページにございますので、再度議案書をお開きください。

本議案によりまして改正いたします関係条例については、別紙資料①によりご説明申し上げましたが、本議案は、会計年度任用職員の勤務条件のうち、議案第6号に規定するもの以外の条件を既存の関係条例に規定するとともに、既存の関係条例から会計年度任用職員に関しての適用が不要な部分を除外する規定を設けることとあわせて、所要の整備をするものでございます。

条例改正に係る新旧対照表につきましては、議案書19ページから31ページに記載しております。

条例の施行日は、議案第6号及び第7号、いずれも令和2年4月1日でございます。

議案第6号及び第7号についての説明は以上でございます。

○議長（谷 和彦君） 以上をもって説明は終わりました。

議案第6号及び議案第7号について、一括して質疑を行います。ご質疑はございませんか。18番、東口正美議員。

○18番（東口 正美君） 確認させていただきます。この会計年度任用職員制度の対象になる方は組合で何人くらいいらっしゃる、それにかかる費用はどれくらいになるのか教えてください。

○議長（谷 和彦君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 公一君） 現在、循環組合で、会計年度任用職員に移行する、今年度勤めております職員に関しましては、嘱託員が3名、臨時職員が1名、計4名でございます。金額につきましては、嘱託員の報酬に関しましては1,287万7,000円、臨時職員の賃金に関しましては195万円ということで、想定をしております。

以上です。

○議長（谷 和彦君） よろしいですか。

ほかにご質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 和彦君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 和彦君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

質疑、討論は一括して行いましたが、議案の採決につきましては、それぞれ個別に行うこといたします。

まず、議案第6号 東京たま広域資源循環組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例を、挙手により採決をいたします。

本案について、原案のとおり決することに賛成の皆様の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

○議長（谷 和彦君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第7号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を、挙手により採決いたします。

本案について、原案のとおり決することに賛成の皆様の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

○議長（谷 和彦君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

[日程第7]議案第8号 平成30年度東京たま広域資源循環組合一般会計歳入歳出決算の認定  
について

○議長（谷 和彦君） 次に、日程第7、議案第8号 平成30年度東京たま広域資源循環組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

石阪管理者。

○管理者（石阪 丈一君） 議案書の32ページをお開き願います。

議案第8号 平成30年度東京たま広域資源循環組合一般会計歳入歳出決算の認定について、ご説明を申し上げます。

まず、決算収支でございますが、33ページをごらん願います。

歳入歳出予算現額110億2,987万7,000円に対しまして、歳入決算額は109億7,951万6,399円、歳出決算額は102億6,695万8,214円でございます。歳入歳出の差引残額は7億1,255万8,185円で、この額が令和元年度へ繰り越す額となります。

続きまして、決算の概要についてご説明をいたします。

次の34、35ページをお開き願います。

歳入の主な項目についてご説明いたします。右側のページの収入済額の欄でございます。

第1款分担金及び負担金は、各組織団体からの負担金で、93億3,000万円であります。

第6款繰越金は、前年度からの繰越金で、6億7,527万円余りであります。

第7款諸収入は、エコセメント化施設の運營業務受託者から支払われる公共料金負担金などで、9億7,170万円余りであります。

続いて、議案書の36、37ページをお開き願います。

歳出の主な項目でございます。右側のページ、支出済額でございます。

第3款衛生費は、二ツ塚・谷戸沢両処分場及びエコセメント化施設運営費であり、77億2,598万円余りとなっております。

第4款公債費は、14億4,779万円余りでございます。

以上が決算の概要でございますが、詳細につきましては、事務局長からご説明をさせます。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

○議長（谷 和彦君） 引き続き、事務局より内容を説明願います。

戸谷事務局長。

○事務局長（戸谷 嘉孝君） それでは、議案第8号 平成30年度東京たま広域資源循環組合一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

少々お時間を頂戴いたしますので、恐れながら着席にて説明させていただきます。

議案書は、ただいま管理者から説明がありましたとおり、32ページとなりますが、別冊でお配りしております冊子、平成30年度東京たま広域資源循環組合一般会計歳入歳出決算書及び決算関係調書に基づきまして、ご説明を申し上げます。

恐れ入ります、冊子の9ページ以降が事項別明細書となっております。

まず、10ページ、11ページをお開きいただきたいと思います。

初めに歳入でございます。10ページ左側、款項目の列、11ページの左から2列目の収入済額の列によりまして、上から順に説明を申し上げます。

第1款分担金及び負担金でございますが、各組織団体から拠出いただきます負担金でござ

いまして、当初予算額どおり93億3,000万円を収入しております。

次に、第2款国庫支出金は、福島原発の事故に伴う放射性物質の測定経費のうち、エコセメント化施設からの排出ガス中の放射性物質の測定に要する経費につきまして、国から補助金が交付されたものでございます。214万6,000円余りを収入しております。

次に、第3款都支出金でございます。二ツ塚処分場内の針葉樹を広葉樹へ林相転換する事業に対しまして交付されます東京都の補助金でございまして、29万9,000円余りを収入しております。

次に、第4款財産収入です。土地等の貸付収入や各種基金の預金利子などで、9万9,000円余りでございます。財産貸付収入につきましては、携帯電話会社設置のアンテナ基地局への土地貸付収入、利子及び配当金につきましては、備考欄にございます4つの基金の預金利子となっております。

次に、記載はございませんが、第5款繰入金につきましては、4つの基金からの繰入金でございしますが、平成30年度において基金からの繰り入れはございません。

次に、第6款繰越金でございます。6億7,527万円余りでございます。平成29年度からの繰越金であります。このうち1億円は、平成29年8月に二ツ塚処分場隣接地で発生いたしました土砂崩れ被害の復旧工事のために、繰越明許をお認めいただいて繰り越したものでございます。

次に、第7款諸収入でございます。9億7,170万円余りでございます。

内訳につきましては、恐れ入ります、12ページをごらんください。

主なものといたしましては、第2項の雑入でございまして、中でも、備考欄に掲載してございますとおり、1目雑入のエコセメント化施設の運營業務受託者からの公共料金負担金が大部分を占めております。また、エコセメント売却益が7,750万円余りでございます。

それから、1つ下の金属澱物売却益でございます。エコセメント化施設には、その原理上、貴金属等を分離・回収できる設備を備えておりません。しかしながら、銅、亜鉛、鉛を含む金属産物を回収するための重金属回収設備におきまして、金属産物を回収した後に発生し、エコセメントの原料として再利用していた澱物、いわば絞った残りかすでございしますが、その中に貴金属等が含まれている可能性があるということから、平成28年度からその売却益を予算計上しているところでございます。合計で1,944万円余りの収入がございました。

一方、ミックスメタル売却益につきましては、エコセメントの製造過程で排出される非鉄金属で、施設の運営会社の親会社であります太平洋セメント株式会社の調査研究によりまし

て、従来より高値にて売却できることが確認されたことから、平成30年度より運営会社におけるその売却益から必要経費を除きました金額の2分の1を組合の収入といたしまして、4,227万円余りを収入しております。

次に、第2目弁償金でございます。福島原発の事故に伴う放射性物質の測定に要する経費のうち、国庫補助の対象となっておりますエコセメント化施設の排ガスに関するものを除いた測定に要した経費につきまして、東京電力から原子力損害賠償金を収入しております。平成30年度につきましては470万円余りとなっております。

次に、記載はありませんが、第8款組合債につきましては、平成29年度同様、借り入れを行っておりません。

以上が歳入でございまして、13ページの収入済額欄の一番下の歳入の合計につきましては、109億7,951万6,399円となっております。

続きまして、14ページ、15ページをお開き願います。

歳出でございます。右側のページにございます支出済額の欄に記載の決算額につきまして、順次ご説明申し上げます。

まず、第1款議会費でございます。議員報酬や議会開催に要した経費822万円余りでございます。

第2款総務費は、理事等の報酬、職員の人件費、弁護士委託料などの管理的経費並びに監査委員費など、2億7,924万円余りでございます。

以下、主な項目についてご説明申し上げます。

第1項総務管理費、第1目一般管理費は、職員の人件費など組合の経常的運営費でございます。

第13節委託料の支出済額が1,695万円余りございますが、恐れ入ります、17ページの備考欄にありますとおり、職員の勤怠、財務等、事務管理の円滑化のための総合システム保守委託費などがございます。

第2目監査委員費は、監査委員報酬などで29万円余りでございます。

次に、第3款衛生費でございます。衛生費は、廃棄物の最終処分の業務に必要な物件費、処分場施設の維持管理業務などに伴う委託経費などで、支出済額は77億2,598万円余りでございます。

主な事項についてでございますが、第1目清掃総務費は、事務経費でございまして、6,473万円余りの支出済額となっております。



続きまして、18ページ、19ページをお開き願います。

第13節委託料は、5,020万円余りの支出済額でございます。

主なものといたしましては、組合広報紙「たまエコニュース」の作成業務、ホームページ管理業務及び今後の運営計画策定に向けた各種検討調査等の委託料でございます。

第19節負担金、補助及び交付金の支出済額は733万円余りでございます。三多摩は一つなり交流事業などの経費に対して支出を行ったものでございます。

次に、第2目二ツ塚処分場費の支出済額は17億4,936万円余りでございます。これは、二ツ塚処分場の管理運営に係る経費及び処分場地元地域への負担金などでございます。

内訳でございます。

第11節需用費が2億399万円余りで、19ページの備考欄にありますとおり、電気料、上下水道料などでございます。

また、需用費の備考欄一番下の修繕料1億2,288万円余りでございます。原水ポンプ、場内監視カメラ、埋立地カバーシート修繕などが主なものでございます。

続きまして、第13節委託料でございます。4億6,275万円余りで、備考欄のとおり処分場の維持管理、浸出水処理、生活環境モニタリング等に係る委託経費でございます。

内訳は備考欄のとおりでございますが、主なものといたしましては、おめくりいただきまして、23ページ一番上にございます浸出水処理施設運転管理業務委託が8,929万円余り、4つ下の生活環境モニタリング調査委託が4,436万円余りとなっております。

続きまして、第15節工事請負費、7,607万円余りのうち、浸出水処理施設処理槽防食塗装工事と、二ツ塚処分場敷地境界柵等復旧工事が主なものでございます。なお、二ツ塚処分場敷地境界等復旧工事費は、平成29年8月に二ツ塚処分場隣接地で発生いたしました土砂崩れ被害の復旧工事のために、繰越明許費として前年度から1億円を繰り越しておりましたが、当該土砂崩れを起こしました隣接地の土地所有者が土砂の撤去等をみずから行ったことによりまして、8,284万円余りが不用額となっております。

第19節負担金、補助及び交付金は、地元日の出町に対します地域振興事業負担金10億円を支出しております。

続きまして、第3目谷戸沢処分場費でございますが、埋め立て完了後の維持管理に係る経費などで、5億3,062万円余りでございます。

主なものについてご説明いたします。

第11節需用費の支出済額は1億4,868万円余りで、浸出水処理施設の消耗品費、上下水道

料、修繕料などがございます。

24ページをお開き願います。

第13節委託料でございますが、2億4,963万円余りの支出済額でございます。

内訳につきましては備考欄に記載がありますが、維持及び管理業務関連では、場内施設管理業務委託が5,343万円余り、中段やや下、浸出水処理業務関連では、浸出水処理施設運転管理業務委託が5,594万円余り、環境業務関連では、生活環境モニタリング調査委託が2,684万円余りなどとなっております。

26ページをお開き願います。

上段の第14節使用料及び賃借料の支出済額は7,265万円余りでございますが、処分場内の町有地に関します土地借上料3,256万円余り及び平成29年10月から稼働を開始いたしましたメガソーラー施設の借上料3,992万円余りが主なものとなっております。

第19節負担金、補助及び交付金は、日の出町が実施いたしました谷戸沢処分場下流の水質調査等に対する負担金といたしまして、1,275万円余りの支出でございます。

続きまして、第4目エコセメント事業費でございます。支出済額は53億8,125万円余りで、エコセメント化施設の運営に要する経費でございます。また、支出済額の欄の2つ右の不用額欄に記載のとおり、2億4,481万円余りの不用額がございました。

主なものといたしましては、第11節需用費の支出済額が7億4,460万円余り。これは備考欄にございますとおり、電気料が6億2,751万円余り、上下水道料が1億1,461万円余りなどとなっております。

また、不用額が8,747万円余り出ておりますが、これは焼却残渣の処理量が当初の想定よりも少なかったことなどによりまして、電気や上下水道などの公共料金の支払いが少なくなったことによるものでございます。

次に、第13節委託料でございます。支出済額46億3,075万円余りのうち、備考欄にございますように、そのほとんどが施設運営業務委託の経費となっております。これにつきましても1億3,646万円余りの不用額が出ておりますが、これは焼却残渣の処理量が当初の想定よりも少なかったことに伴い、施設運営業務の委託料が少なくなったことによるものでございます。

次に、第19節負担金、補助及び交付金でございます。こちらにつきましては、エコセメント化施設に隣接いたします青梅市との協定によりまして、青梅市内で行う環境調査に対する負担金28万円余りを支出したものに加え、平成29年度から新たな取り組みとして実施いたし

ましたエコセメント普及啓発事業でございます。

28ページをお開き願います。

第4款公債費でございます。谷戸沢処分場、二ツ塚処分場及びエコセメント化施設の建設に係る政府債等の元金及び利子の償還金の合計でございます。14億4,779万円余りとなっております。

第5款諸支出金でございますが、前年度の決算繰越金を最終処分場等施設整備基金に、それから、各基金の利子分はそれぞれの基金に積み立てたものでありまして、合わせて8億571万円余りとなっております。

次に、第6款予備費でございます。30年度中支出はございませんが、第5款諸支出金の基金積立金へ4,000円充用しております。これは、基金条例の中で、基金に付与された利子等は全て一般会計に収入した上で、各基金へ積み立てると規定されております。当初予算におきまして、歳入の基金利子の額と同額を歳出の積立金に利子分として計上しておりましたが、財政調整基金において予算を上回る利子が発生し、歳出の積立金に予算不足が生じたことから、予備費からの充用により対応したものでございます。

以上が歳出でございます。29ページ下の段でございます。歳出の支出済額の合計は102億6,695万8,214円となっております。

続きまして、33ページをごらんください。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額から歳出総額を差し引きました額は7億1,255万円余りで、4の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、5の実質収支額はこれと同額ということになっております。

おめくりいただきまして、35ページ以降は財産に関する調書でございます。

36ページ、37ページには、土地建物及び無体財産権の公有財産について記載しております。30年度につきましては、増減はございません。数字上の動きはございませんでした。

また1枚おめくりいただきまして、38ページでございます。

上段の表は100万円以上の物品でございますが、30年度につきましては、増減はありませんでした。その下の表は基金でございます。4つの基金の年度末残高は、表の右下に記載のあります。44億2,211万円余りとなっております。

ただいまご説明いたしました決算書及び決算関係調書のほかに、別冊で一般会計歳入歳出決算審査意見書及び主要施策の成果・事務報告書を配付させていただいておりますので、後ほどご参照いただければと存じます。

なお、監査委員からの決算審査意見書では、決算書及び添付書類は法令に準拠して作成さ

れており、決算の計数等を審査の結果、誤りはなく、適正である旨のご意見をいただいておりますことを申し添えます。

議案第8号についての説明は以上でございます。

○議長（谷 和彦君） 以上で説明が終わりました。

ただいまの説明について、何かご質疑はございますか。

25番、浜中のりかた議員。

○25番（浜中 のりかた君） まず、今、説明を受けて、資料の3というのを出示していただいているんですけども、この決算を見る限り、資料の2で見ても、エコセメント事業というのが歳出の5割を超えていまして、52.4%ということで、今回は不用額とかというのも出ているんですけども、非常に大きくてすばらしい事業であるということはもちろんわかっておるんですけども、この隣の資料3というところを見ると、令和8年度以降にこれが恐らく減価償却というか、耐用年数が来ちゃうのかなど。それで、やらなければいけないという話になっている中で、来年にはこれをどういう方針でやるのかということを決めるということなんですけれども、今、現時点でどういう話になっているのかということをお示してください。

○議長（谷 和彦君） 事務局長。

○事務局長（戸谷 嘉孝君） 資料3につきましては、後ほど説明の機会を設けさせていただきますので、その機会の中でよろしいでしょうか。

○25番（浜中 のりかた君） はい、わかりました。結構です。

○議長（谷 和彦君） ほかにご質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 和彦君） ないようですので、これにて本案につきましての質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 和彦君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 和彦君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第8号 平成30年度東京たま広域資源循環組合一般会計歳入歳出決算の認定について、  
原案のとおり決することに賛成の皆様の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

○議長（谷 和彦君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案どおり認定することに決定いたしました。

[日程第8]議案第9号 令和元年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算（第1号）

○議長（谷 和彦君） 続きまして、日程第8、議案第9号 令和元年度東京たま広域資源  
循環組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

石阪管理者。

○管理者（石阪 丈一君） 議案書の38ページをお開き願います。

議案第9号 令和元年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算（第1号）につつま  
してご説明いたします。

まず、歳入につきましては、平成30年度決算の歳入歳出差引残額を令和元年度に繰り越す  
ことに加えまして、本年度の基金利子が当初予算を上回る見込みであることから、財産収入  
及び繰越金の補正を行うものでございます。

続きまして、歳出でございます。ただいまご説明いたしました財産収入及び繰越金を基金  
に積み立てる支出について補正を行うものであります。

規模につきましては、39ページの第1条にございますとおり、歳入歳出それぞれに6億  
9,256万3,000円を追加し、予算総額を111億1,942万円とするものであります。

補正の詳細につきましては、事務局長から説明をさせます。よろしくご審議のほど、お願  
いいたします。

○議長（谷 和彦君） 引き続き、事務局より説明を願います。

戸谷事務局長。

○事務局長（戸谷 嘉孝君） それでは、議案第9号 令和元年度東京たま広域資源循環組合  
一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案書39ページをごらんください。

第1条にございますとおり、本補正予算は、歳入歳出それぞれ6億9,256万3,000円を追加いたしまして、予算総額を111億1,942万円とするものでございます。

内容につきましては、議案書の40ページに記載がございますが、別冊として用意してあります令和元年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算及び同説明書（第1号）6ページにてご説明申し上げます。

初めに歳入でございます。

4款財産収入につきましては、本年度の基金利子が当初予算を上回る見込みであることから、5,000円の増額補正を行うものでございます。

6款繰越金につきましては、先ほどの平成30年度一般会計決算におきましてご説明申し上げました、歳入歳出差引額7億1,255万8,000円余りを令和元年度へ繰り越すため、当初予算2,000万円との差額6億9,255万8,000円を計上するものでございます。

続きまして、歳出でございます。8ページをお開きください。

5款諸支出金、1項基金費でございますが、ただいまご説明いたしました財産収入と繰越金の補正額を最終処分場等施設整備基金に積み立てるため、6億9,256万3,000円を計上するものでございます。

令和元年度補正予算（第1号）の説明は以上でございます。

○議長（谷 和彦君） 以上で説明が終わりました。

ただいまの説明について、何かご質疑はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 和彦君） 質疑なしと認めます。

これにて本案につきましての質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 和彦君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 和彦君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第9号 令和元年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の皆様の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

○議長（谷 和彦君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

#### [日程第9]議員派遣について

○議長（谷 和彦君） 次に、日程第9、議員派遣についてを議題といたします。

本件は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第91条の規定により、議案書41ページに記載の議員派遣についてのとおり、閉会中に議員の派遣を行うことにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 和彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣につきまして、変更を要するものについては、その措置を議長に委任することにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 和彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

以上で議事日程は終了いたしました。事務局より発言の申し出がありますので、発言を許可いたします。

エコセメント担当参事。

○エコセメント担当参事（竹内 高広君） 令和8年度以降の焼却残渣の処理の検討経過についてご報告いたします。

平成18年より稼働しておりますエコセメント化施設は、運営期間が20年間、令和7年度までとなっております。そのため、令和8年度以降、焼却残渣をどうするか、その処理方針について検討してまいりました。平成29年度の間接報告では、施設の延命化工事を行い、エコセメント化事業を継続する案、民間再資源化施設・セメント工場などに搬出する案の2つを

候補としました。今後、一、二年程度かけて2つの案を検討し、取りまとめるとご報告いたしましたが、さらなる調査検討が必要となり、令和2年度末に方針を決めていきたいと考えております。

平成30年の調査におきましては、エコセメント化施設は、焼却残渣中の塩素等による影響が大きく、延命化工事の概算費用は119億円から307億円と算定いたしました。民間再資源化施設への搬送については、搬出先の受け入れ条件に適合した搬出可能量は予定量の約58%、全量搬出できないため、一部、焼却残渣の埋め立てが必要とわかりました。さらに、大きな災害が発生したときには、二ツ塚の処分場が災害廃棄物で満杯となれば、埋め立て継続は困難となるおそれがあるなどの課題がわかりました。

今年度の調査におきましては、エコセメント化事業の継続については、施設の健全度調査を実施し、延命化工事の内容を精査し、概算工事費を算定してまいります。民間再資源化施設への搬送につきましては、搬出先のさらなる調査や、実際に搬出するときの事業のスキームの検討、埋め立て再開に伴う諸課題の検討を行ってまいります。次年度には、2つの案につきまして、事業の安定性、継続性、経済性、不測の事態にも対応できる柔軟性や災害時の対応等を比較検討して、焼却残渣の処理方針を決定したいと存じます。

以上です。

○議長（谷 和彦君） ただいまの説明について、何かご質問はございますか。

25番、浜中のりかた議員。

○25番（浜中 のりかた君） すみません、それでは何点か質問させていただきたいと思えます。

今ご説明があったとおり、来年度について、この将来的な焼却残渣の処理の方針を決定するということであるかと思うんですけれども、12年前のときには結構金額が大きい話だと思うので、例えば議決をとっているのかとか、普通に予算の中とか、債務負担行為とかでやるのかわからないんですけど、大きなお金が動くときというのは、広域たまではどういうふうに行われているのかということ、まず1点、教えてください。

それから2点目は、エコセメントって非常にすばらしい事業であるというふうに、皆さんご存じというか、これは非常にすばらしい先進的な話であると思えますし、本当に日の出町の皆さんのおかげで最終処分場があって、かつ、この事業が始まったことによって、そこに埋めなくて済むということは非常にすばらしいことであるかとは思いますが、ただ、先ほどの決算の中とかでも書いてありましたけれども、事業費の5割をこのエコセメント事



業が占めていて、53億円とかという大きなお金を出していくということになると、やっぱりこの1社が、太平洋セメントですかね、通常ほかにかわる施設があれば違うところとかと相みつをとって、どういうふうにやるんだというようなお話ができるかと思うんですけど、恐らく実質国内には1社しかないのかと。要するに、このA案、B案の中で、B案のほうで、まあA案のエコセメントでいくというような、この報告の中から見ると、A案しかないと思うんですけども、その中では比較とかというのができないのかということをお願いしたいということ、あと、今、これ経過報告って紙でありますけれども、最後の2案について、事業の安定性とか継続性、経済性、柔軟性及び災害時の対応等を比較検討してというのは、これは何か報告書だとか、その詳細なものとかというのが出るのかどうかということをお願いしてください。

以上です。

○議長（谷 和彦君） エコセメント担当参事。

○エコセメント担当参事（竹内 高広君） ご指摘のとおり、非常に大きなお金が動くということで、この事業の決定につきましては、組合で運営計画検討委員会というのを組織しております、その中で決定してまいります。

2点目の太平洋セメント1社しかないではないかというご指摘でございますが、確かに廃棄物処理施設につきましては、焼却残渣の処理の過程が複雑であるということで、プラントメーカーに技術、ノウハウが集中しやすいというご指摘はそのとおりでございます。そのために、環境省のほうで廃棄物処理施設に係る手引というのを作成しております。その中で、市町村を公平、中立な立場で技術的に支援できる組織として、東京都環境公社を挙げております。当組合におきましても、東京都環境公社の技術的助言をいただきながら、この事業を進めてまいりたいと思います。

3点目でございますけれども、報告書につきましては、運営計画検討の報告書を作成いたしますので、その中で詳細を記載してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（谷 和彦君） 浜中議員。

○25番（浜中 のりかた君） 発言が2回までということなので、質問と意見をさせていただきたいんですけども、まず1点目の運営計画何とか委員というのは、これは、要は組合の事務局側でつくっていて、恐らく議会とかいうのが余りかまないんじゃないかなというふうに、ごめんなさい、私の勘違いだったらそれでいいんですけども、議会は余り関係ない

のかという話になると、ここにいる人というのは大体2年に1回、人がかわるわけで、そんなに慎重な議論というのができないと思うんです。できないというか、しなければいけないんですけれども、やっぱり全体の予算に対して、例えば概算の工事費というのが119億円から307億円って、何でこんなに差があるのかとかいう話だとか、これからエコセメント事業をどうするのかというような議論が余りできないと思うので、そこはすごい慎重に、議会側にも資料を出してほしいということ、まず要望を申し上げます。

ごめんなさい、議会の関係というのがどうかということ、この後、答弁で答えていただければと思います。

2点目は、プラントメーカー、1社じゃないかという話なんですけれども、結論的に申し上げますと、恐らくこのエコセメント事業というのは、ここにいる多くの人々が継続したほうがいいだろうという話なんですけれども、市民というか、各市を背負って、皆さんの税金を負担金で払っているわけですから、1円でも安いほうがいいだろうという話になろうかと思えます。もちろん、質を担保として、地元の日の出町の人たちには迷惑をかけずにとというのが前提になると思うんですけれども、そうなったときに、どういうふうに値段交渉みたいなものを落としていくのかということ、しっかり報告書の中等で出していただくなり、何でもそうですけど、相みつがとれないような状態というふうになっていると、ちょっとこれは特殊な話なのであれなんですけれども、少しその部分というのを検討してこれから調べていただきたいなというふうに、これは意見で終わりたいと思います。

最後なんですけれども、これからの流れの中でというので、もう来年度に決まるということとございますから、そこは計画を出しますということだと思えるんですけれども、適宜それは、議長もいらっしゃいますので、議長と議会にもしっかり示していただいて、いきなりこれで決まりましたのでこれで議決くださいというふうに言われても、議論のしようがないのかなというふうに思いますので、意見として申し述べさせていただきます。

じゃ、1点、答弁をお願いします。

○議長（谷 和彦君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 公一君） 運営計画に関する議決ということではないんですけれども、1点、議決という意味で申し上げますと、現在のエコセメント化施設整備事業に関しましては、令和7年度まであるんですけれども、これに関しましては、当初、債務負担行為を設定する際におきまして、議決をいただいているというところがございます。議決ということと言いますと、この部分ということになるかと思えます。

以上です。

○議長（谷 和彦君） エコセメント担当参事。

○エコセメント担当参事（竹内 高広君） いただきました太平洋セメントとの交渉、ご指摘のとおり、私ども高度な知識を持っているわけではございませんので、環境公社ともしっかりご助言をいただきながら事業を進めてまいりたいと思います。

ご意見、ありがとうございました。

○議長（谷 和彦君） ほかにご質問はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 和彦君） それでは、事務局よりほかにございますか。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤 公一君） それでは、本議会冒頭に議長からご発言がございました、本会議場への電子機器の持ち込み、使用につきまして、改選前の委員会からの申し送り事項があったことにつきまして、経緯を含めてご報告をさせていただきます。

改選前、本年2月、平成31年第1回組合議会定例会開催時の全員協議会におきまして、各議員の皆様から本会議場への電子機器の持ち込み、使用につきまして意見聴取がございました。その意見を分類しましたところ、持ち込み、使用に賛成が6、反対が10、慎重に検討すべきが9ということでした。

その場での意見集約が難しかったということで、それとあわせて、本年、議員の改選があるということでもございまして、改選後の議員の皆様への申し送り事項になったことが2点ございました。1点目につきましては、改選後の議員の皆様はこの件に関しまして引き続きご議論をいただくこと。2点目は、議論が出るまでの間は、本会議場での電子機器の持ち込み、使用は控えていただくこととございます。

この件に関しましては、改めてご議論いただく必要があるかと存じますので、本日、本会議に先立ちまして開催されましたブロック代表者会議におきまして、このこともご説明させていただきまして、次回、2月に開催予定の令和2年第1回組合議会定例会本会議終了後に、全員協議会を開催させていただきまして、ご議論をいただくということをご了承いただいたところでございます。

各議員の皆様には、改選前議員の皆さんからいただきましたご意見を整理したものを一覧表にまとめたものがございますので、後日郵送させていただきたいと存じますので、ご承知おきくださいますよう、お願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○議長（谷 和彦君） ただいまの説明について、何かご質問はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷 和彦君） それでは、事務局よりほかにごございますか。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤 公一君） 2点、事務連絡をさせていただきます。

初めに、次回の組合議会定例会の予定についてでございます。

日時につきましては、令和2年2月20日木曜日午後1時30分から、会場は、本日と同じ、こちら、大会議室となりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議員報酬の支払いについてでございますが、本年度上半期分の報酬につきまして、10月25日付でご指定の口座のほうに振込手続をとらせていただいておりますので、ご確認をお願い申し上げます。

事務連絡は以上でございます。

○議長（谷 和彦君） ありがとうございます。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和元年第2回東京たま広域資源循環組合議会定例会を閉会いたします。

円滑な議事進行にご協力をいただきまして、ありがとうございました。

午後2時38分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

東京たま広域資源循環組合議会

議 長 谷 和 彦

第8番議員 丸 田 絵 美

第18番議員 東 口 正 美